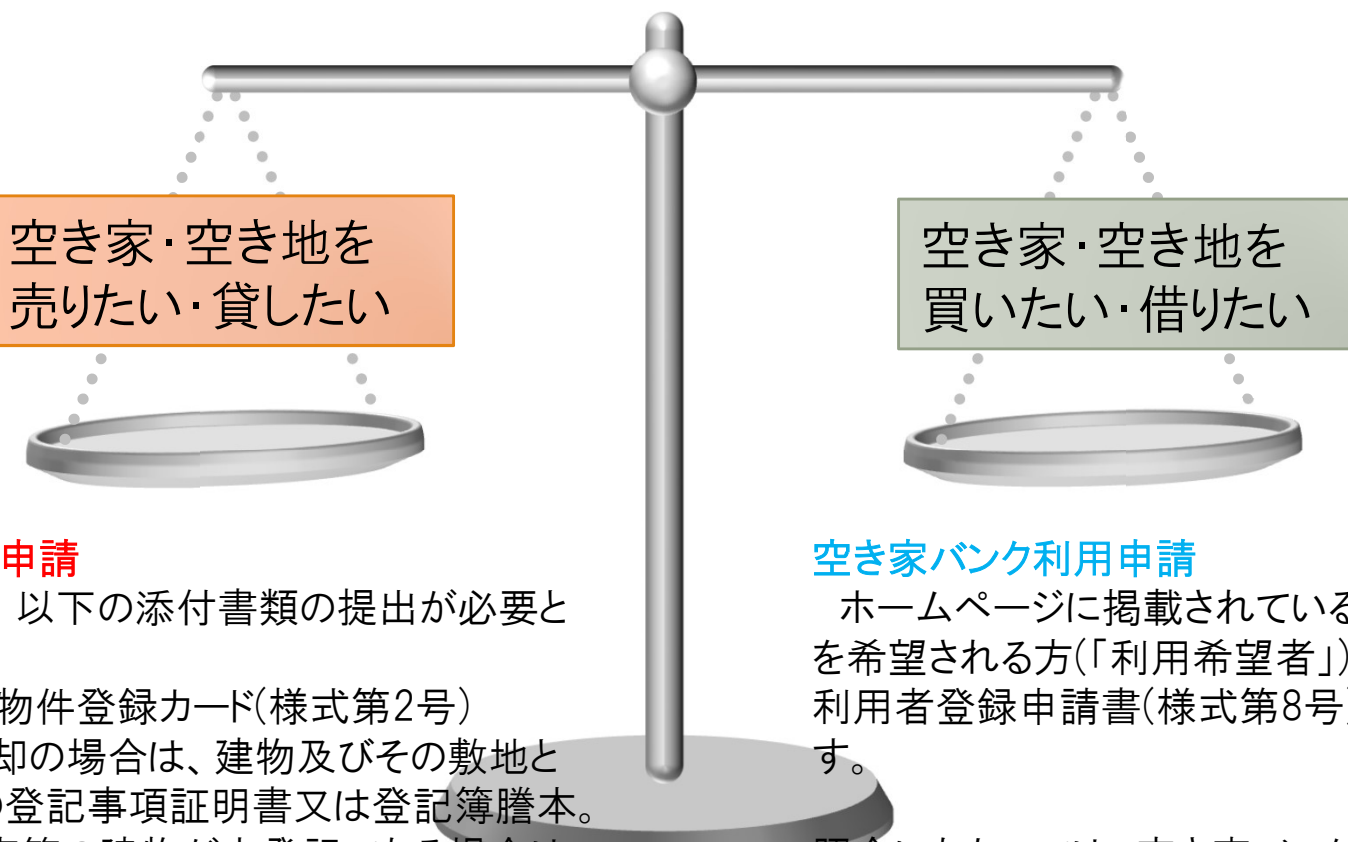


# 壱岐市空き家バンク実施要綱



空き家・空き地を  
売りたい・貸したい

空き家・空き地を  
買いたい・借りたい

## 空き家バンク登録申請

◇様式第1号に、以下の添付書類の提出が必要となります。

- (1) 空き家バンク物件登録カード(様式第2号)
- (2) 空き家等(売却の場合は、建物及びその敷地となっている土地)の登記事項証明書又は登記簿謄本。  
ただし、当該空き家等の建物が未登記である場合は、公課証明書で可。) )
- (3) 不動産登記法、第14条各項に規定する地図又はそれに準ずる図面の写しに空き家等の位置を示したもの
- (4) 空き家等(売却の場合は、建物及びその敷地となっている土地)の公課証明書又は課税資産明細書
- (5) 空き家等の現況及び全景を確認することができる写真

## 空き家バンク利用申請

ホームページに掲載されている空き家等の利用を希望される方(「利用希望者」)は、空き家バンク利用者登録申請書(様式第8号)の提出が必要です。

照会にあたっては、空き家バンクへ登録をされている所有者の方へ連絡交換をする際に利用登録が必要となります。

※電話などでの照会や急な内見のご希望に添えない場合がございますので、ご注意をお願いいたします。



# 空き家・空き地の利用申請に必要な書類

様式第8号（第8条関係）  
空き家バンク利用者登録申請書

老岐市長 様 年 月 日

(ふりがな)  
氏 名 印  
住 所 (〒 - )

電 話 番 号  
フ ァ ャ ッ ス  
電 子 メール  
携 帯 番 号

老岐市空き家バンク実施要綱第8条第1項の規定により、空き家バンクを利用したいので申込みます。

利 用 目 的				
家 族 構 成 (同居する方のみ)	氏 名	続柄	生年月日	勤務先等
		本人		
建物の所在地				
建物の状況				
利用の方法等	定住等の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他 ( )		
	売買又は賃貸の別及び希望価格	1 売買 希望価格	円程度	
		2 賃貸 希望家賃月額	円程度	
その他の希望条件				
備 考				
希望する連絡方法	1 郵送 2 ファックス 3 電子メール			

※この申込書に記載された内容は、物件登録者へ情報を提供することとなります。  
老岐市個人情報保護条例の規定に基づき、記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

「空き家を所有の方」  
(定住移住者へ売りたい・貸したい)

- ▶ 空き家登録申し込み
- ▶ 申し込み審査・物件登録
- ▶ 空き家情報の提供
- ▶ 物件交渉(※市は交渉に介入しません)

「空き家を利用希望の方」  
(移住するために住居を見つけたい)

- ▶ 空き家情報の閲覧
- ▶ 利用希望の申し込み・利用登録
- ▶ 現地確認等の調整
- ▶ 物件交渉(※市は交渉に介入しません)